



# こうだ人権会館だより

2020年  
2月号

編集・発行 甲中人権会館 電話・お太助フオン 4514922

皆様にぜひお読み頂きたい内容です。

## 生かそう女性の力 高めよう女性の地位



「どうして生かされない女性の力  
女性の地位はなぜ低い」

—世界男女平等ランキング (121位)  
G7の中で最下位。中国 (106位)  
韓国 (108位) に負ける—

昨年、講師に弁護士角田由紀子さんを迎え、世界人権宣言71周年、男女共同参画講演会を開催しました。

講演内容は、①国際的に見た日本女性の現状―男女不平等が著しい現状。②日本の女性の状況を生み出しているものはなにか。③女性差別の現状についてご教示いただきました。なお、講演の要約は職員が行いました。

①国際的に見た日本女性の現状―男女不平等が著しい現状について

「世界経済フォーラム(WEF)」は、各国の男女平等の度合いを調査した2019年の「ジェンダー・ギャップ指数ランキング」を発表しました。日本の総合順位は対象の153カ国中121位。

前年の110位からランクを落とし06年の指数算出開始以来、過去最低の順位となりました。先進主要国首脳会議参加国(G7)でも最低です。



日本の政治分野(3項目)を詳しく見ると、「国会議員(下院)の男女比」が135位、「女性閣僚の男女比」が139位とそれぞれ世界最低レベルです。例えば、日本で下院にあたる衆議院の女性議員数は19年10月1日現在、全体の465人に対して46人と10%弱。WEFによると、19年の世界平均の女性比率は下院議員で25.2%、閣僚で21.2%です。世界の平均と比べても、日本の女性議員比率はかなり低く、日本の政治の男社会が際立っています。

\*参考資料1―2018年「政治分野における男女共同参画推進法(候補者男女均等法)」が施行されましたが、19年7月の参院選挙で女性候補者の割合が最大与党は、14.6%でした。

指数は、4つの分野で評価されていますが、政治・経済では特に低く、政治144位、経済参画115位、教育91位、健康40位ということが示されています。



(人権尊重のまち「こうだ」宣言の碑)

日本はG7でも最下位で、「日本は依然として相対的に、男女平等が進んでいない経済圏の一つ」との評価がなされています。

意思決定機関についても男性に独占されていて、女性役員の上場企業の女性役員比率は、5.2%と低く、政府の目標も10%になっています。フランス、ドイツ、オランダ等は、すでに3割を超えています。

オランダ等は法律で女性役員割合を定めており、達成できない場合には罰則があります。日本では、オールド・ボーイズ・ネットワーク(排他的で非公式な人間関係や組織構造)の存在があり、女性が入れないという問題があります。

また女性の収入についてもですが、2018年非正規労働者の68.4%が女性で、女性は45歳から54歳が25.2%、35歳から44歳が21.2%。女性非正規労働者の年間収入は、100万円未満が全体の44.1%と低い状況です。このことは年金にも影響してきます。

### ②日本の女性の状況を生みだしているものはなにか。

まず、女性の権利の歴史を振り返ってみると、日本は、男性優位社会の長い「伝統」があり、明治憲法時代には、男性優位(家父長制)は社会の基本構造で、天皇制がその根幹にありました。法律もこの家父長制維持のためのもので、

女性は、1947年(憲法公布の年)以前は、ほとんどすべての権利がありませんでした。大日本帝国憲法(明治憲法)には、普遍的な人権概念はなく、女性は特に無権利状態でした。家父長制度である家制度で、結婚においては、相手の選択権はない。親や家が決めた相手と否応なしに結婚させられ、結婚式の日まで相手の顔を見ないことも珍しくありませんでした。そのような結婚から性を含めた対等な人間関係は生まれようがありませんでした。戸籍制度も1872(明治5)年の戸籍法が基礎となっています。

家制度の下では、厳格な性別役割分業があり、性別役割分業は、男女を上下の関係に固定する機能を持っていました。性別で分けるだけでなく、分けることは、男女の間に上下関係を設定するための手段となります。

フラットに分けるのではないことが重要な視点で、あらゆる場面での男女不平等、女性差別の貫徹の基礎とされました。今も続く性別役割分業の問題がここにあるのです。現代の家庭や職場でも男女の上下関係と性別役割分業は結びついています。

### 日本国憲法での、重要な点を3つあげます。

13条では、すべて国民は個人として尊重されること、女性が個人として認められること、14条では、すべての国民は、平等であつて、差別されないこと。24条では、婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、財産等の平等が条文にあります。これは、明治から続いていた家父長制度の真反対のことをいっています。しかし問題は、家庭生活の男性中心の慣習が変わったかというところにあります。憲法が変わったけれど、性別役割分業制度は、形を変えながら、または形を変えないで残っていると考えられます。

女性差別撤廃条約(1979年12月18日、第34回国連総会で採択)を日本が批准したことで、条約がうたっている「男女平等の達成のために社会及び家庭における男子の伝統的な役割を女子の役割と共に変更することが男女の完全な平等の達成に必要なこと」「性別役割分業」の廃止)ということを日本も取り入れなければならなくなりました。

### ③女性差別の現在―女性に対する暴力がどう扱われてきたのでしょうか。

暴力は支配と被支配との関係が生み出すものです。強い者と弱い者、あらゆる暴力は力関係の差が生み出すものです。そこに差別の収れんしていく場面が暴力なわけです。DVやセクハラも支配と被支配の関係が生み

